1　簡易課税制度の基本的な仕組み

TOPICS　簡易課税制度、業種別みなし仕入率

質　問

簡易課税制度の基本的な仕組みについて教えてください。

回　答

簡易課税制度とは、基準期間の課税売上が5,000万円以下の事業者が、消費税の原則的な計算（課税売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除する方法）に代えて業種別に定めたみなし仕入率により仕入税額を控除する制度です。

みなし仕入率は業種別に6段階に区分して定められています。

2業種以上を兼業する事業者は、原則としてその事業ごとに区分されたみなし仕入率を適用します。

この制度を選択しようとする事業者は、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに、また、新規開業者は課税期間中に、それぞれ簡易課税制度を選択する旨の届出書を所轄税務署長まで提出しなければなりません。

この取りやめは、事業を廃止した場合を除き、適用された事業年度の初日から2年後でなければできません。

解　説

1　簡易課税制度を選択できる事業者

消費税は、課税売上げに係る消費税から、仕入れに要した消費税を控除して納付する仕組みになっています。

ところが、小規模な事業者に対して事務的な負担を増加させないということの配慮から、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、所轄税務署長に簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を提出した場合には、仕入れに要した消費税の計算を営んでいる業種別に一定の割合を乗じて計算する方法（簡易課税制度）との選択ができることとなっています（消法37）。

なお、基準期間がない新規開業者で1,000万円以上の資本金の事業者についても、届出により簡易課税制度の選択ができます。

２　みなし仕入率とは

みなし仕入率は、事業を6業種に区分して、その事業ごとに同一の仕入率を定めたもので、「日本標準産業分類」（総務省）が基準となっていますが、小売業（第2種業種）であっても事業者に販売していれば卸売業（第1種業種）となるなど、消費税特有の業種区分があります。

なお、平成26年改正において、みなし仕入率と実際の仕入率との乖離を解消するため、「金融業及び保険業」および「不動産業」のみなし仕入率が見直されました。その結果、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、「金融業及び保険業」は第4種事業から第5種事業と、「不動産業」は第5種事業から第6種事業となり、それぞれのみなし仕入率が10％引き下げられることとなりました。

各業種は次のように区分されています（消令57⑤⑥）。

業種区分	みなし仕入率	事業の種類
第1種事業	90％	卸売業……性質および形状を変更せずに他の事業者へ販売する事業
第2種事業	80％	小売業……性質および形状を変更せずに販売する事業で卸売業に該当しない事業
第3種事業	70％	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業（製造小売業を含む）電気・ガス・熱供給・水道業ただし、加工賃等を対価とする役務提供を除く
第4種事業	60％	第1種、2種、3種、5種および6種事業以外の事業（飲食店業）
第5種事業	50％	情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業（不動産業に該当するものを除く）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業（飲食サービス業に該当するものを除く）、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）
第6種事業	40％	不動産業

○みなし仕入率（平成27年4月からの改正点）

<table>
<tr><th>事業の種類</th><th>平成15年適用</th><th>平成27年適用</th></tr>
<tr><td>卸　売</td><td>90％（第1種）</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>小　売</td><td>80％（第2種）</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>農林水産、鉱業、建設業、製造業</td><td>70％（第3種）</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>料理飲食業</td><td rowspan="2">60％（第4種）</td><td>60％（第4種）</td></tr>
<tr><td>金融業・保険業</td><td rowspan="2">➡ 50％（第5種）</td></tr>
<tr><td>運輸、通信サービス</td><td rowspan="2">50％（第5種）</td></tr>
<tr><td>不動産業</td><td>➡ 40％（第6種）</td></tr>
</table>

３　2業種以上を兼業するみなし仕入率

業種区分で2種以上の業種を行っている場合には、原則的には、それぞれの事業ごとにみなし仕入率を適用します。そのためには、売上高の区分が伝票や帳簿、納品書、請求書等で明らかにする必要があります。

もし、売上高の区分が明らかでない場合には、行っている事業の中でみなし仕入率の最も低いみなし仕入率を適用しなければなりません（消令57④）。

しかし、営んでいる複数事業の売上高で、1業種の売上高が全売上高の75％以上を占める事業者は、特例として、その主たる業種のみなし仕入率をその事業者の全体のみなし仕入率とすることができます（消令57③Ⅰ）。

４　選択の届出と取りやめ

簡易課税制度の適用を受ける場合は、その適用を受けようとする課税期間開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります（消法37①）。

また、簡易課税制度の適用を受けることをやめる場合は、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することになりますが、この「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ提出することがで

きません（消法37④⑤）。

5　簡易課税制度の改正に係る経過措置

平成26年度改正において、平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても、当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間（簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間）については、改正前のみなし仕入率が適用されます（平26政141改正消令附則4）。

なお、平成26年10月1日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます。

○不動産業（第6種事業）に該当する事業を営む者に係る経過措置の適用関係≪例≫

(1)　【3月31日決算法人の適用例】

≪▲＝消費税簡易課税制度選択届出書の提出≫

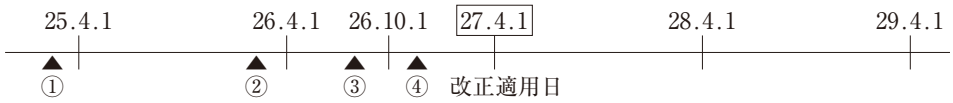

「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課税期間				
	自25.4.1 至26.3.31	自26.4.1 至27.3.31	自27.4.1 至28.3.31	自28.4.1 至29.3.31	自29.4.1 至30.3.31
①25.3.31以前	第5種で計算	第5種で計算	第6種で計算	第6種で計算	第6種で計算
②26.3.27	（一般課税）	第5種で計算	第5種で計算	第6種で計算	第6種で計算
③26.9.26	（一般課税）	（一般課税）	第5種で計算	第5種で計算	第6種で計算
④26.10.6	（一般課税）	（一般課税）	第6種で計算	第6種で計算	第6種で計算

(2)　【個人事業者および12月31日決算法人の適用例】

≪▲＝消費税簡易課税制度選択届出書の提出≫

「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課税期間			
	自26.1.1 至26.12.31	自27.1.1 至27.12.31	自28.1.1 至28.12.31	自29.1.1 至29.12.31
①25.12.31以前	第5種で計算	第5種で計算	第6種で計算	第6種で計算
②26.9.26	（一般課税）	第5種で計算	第5種で計算	第6種で計算
③26.10.6	（一般課税）	第5種で計算	第6種で計算	第6種で計算
④27.3.16	（一般課税）	（一般課税）	第6種で計算	第6種で計算

（「消費税法令の改正等のお知らせ」　国税庁（平成26年4月）より）

151 マンション管理組合が収受するアンテナ設置料収入

1 2 3 4 5 **6**

TOPICS　マンション管理組合、アンテナ設置料

事　例

マンション管理組合が、移動体通信業者との間で、携帯電話基地局（アンテナ）設置のために集合住宅の屋上（共用部分）の使用を目的として契約を交わし、アンテナ設置料を受け取ることになりました。この場合のアンテナ設置料収入の事業区分はどのようになりますか。

判　定

アンテナ設置料収入は、他の者に集合住宅の一部を使用させて対価を得ていることから「不動産業」に該当し、第6種事業となります。

■事業区分判定フロー■

アンテナ設置料収入は、集合住宅の一部である屋上を使用させて対価を得ているため、資産の貸付けに該当する。そして、この収入は集合住宅の貸付けであることから、不動産賃貸業に該当し、第6種事業となる。

解　説

マンション管理組合は、一般的には人格のない社団等に該当するものとされています。消費税法においては、人格のない社団等は法人とみなして消費税を適用していくこととなっています（消法3）。

消費税は、事業者が行う資産の譲渡等に課税することとなっており（消法4）、資産の譲渡等とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」をいいます（消法2①Ⅷ）。法人が行う資産の譲渡等は「事業として」行うことになることから（消基通5―1―1）、その取引が「対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務

の提供」に該当する場合、消費税が課税されることとなります。

集合住宅において行われる住宅の貸付けは、非課税売上に該当します（消法6①・別表第1XIII）。しかし、アンテナ設置料収入は、マンション管理組合がその集合住宅の共用部分を使用させることで得ている対価であり、住宅の貸付けには該当しないことから、消費税が課税されることになります。

次に、簡易課税の計算上、このアンテナ設置料収入が、どの事業区分に該当するかというと、この取引は、集合住宅の一部を使用させることで収入を得ていることから不動産の貸付けに該当します。したがって、アンテナ設置料収入は、不動産業に該当し、第6種事業となります。

なお、マンション管理組合は、その居住者である区分所有者を構成員とする組合ですから、その組合員間で行う取引は「事業として」行う取引にはならず、消費税の課税対象とはなりません（消法2①VIII）。しかし、組合員以外の者に対する貸付けに係るものは消費税の課税対象となりますので注意が必要です。

188 結婚相談所

1 **2** **3** **4** **5** 6

TOPICS 結婚相談、婚活、イベント、各種講座

事　例

当社は、中高年向け結婚相談所を運営しています。登録者には、定期的に候補者の情報を送信しているほか、会員が参加する様々なイベントの開催、マナー教室・化粧教室等の各種講座の開催、様々な婚活商品の販売を行っています。事業区分はどうなるのでしょうか。

判　定

① 会員に情報を送信する等のサービスの提供は、第5種事業になります。

② 会員が参加するイベントの参加料金は、第5種事業になります。ただし、そのイベントで提供される飲食代とイベント参加費が明確に区分されて領収される場合には、その飲食代については第4種事業になります。

③ 各種講座の受講料は、第5種事業になります。ただし、各種講座で販売する教材等の対価と受講料が明確に区分されて領収される場合には、第2種事業または第3種事業になります。

④ 婚活商品で他から仕入れてきたものを販売している場合は、第2種事業になります。しかし、自ら作成した商品の販売である場合には、第3種事業になります。

■事業区分判定フロー■

❶	結婚相談業務は、サービス業であり、第5種事業に該当する。
❷	飲食の提供は第4種事業に該当するが、イベント参加料金に飲食代が明記されていない場合には、売上高を区分していないため、料金全額がサービス業の第5種事業に該当する。
❸	各種講座の開催はサービス業であり、第5種事業に該当する。教材代が明記されている場合には、第2種事業または第3種事業になる。
❹	他から仕入れた物品を消費者に販売する場合には、第2種事業になる。一方、自ら製作したものを販売する場合は、第3種事業になる。

解　説

結婚相談業は、結婚相手の紹介や、婚礼のための相談を行う事業であり、日本標準産業分類上「生活関連サービス業、娯楽業」に該当することから、第5種事業になります。

結婚相談所では、会員を集めて出会いの場を提供するイベントを開催することがあります。このようなイベントの参加料金は、第5種事業に該当します。ただし、このようなイベントでは飲食が提供されることがあり、イベントの参加料金のうち、参加費等と飲食代を領収書等により明確に区分して領収している場合には、その飲食代については第4種事業になります。しかし、イベントの参加料金のうち、参加費等と飲食代を領収書等により明確に区分して領収していない場合には、このイベントの参加料金の全額が第5種事業になります。

また、講座等を開催している場合、その講座の受講料は第5種事業に該当します。ただし、講座の受講料の他に教材等を販売し、講座の受講料の他にこの教材代を受領する場合があり、この受講料と教材代を領収書等により明確に区分して領収しているときは、受講料のうち、教材代については第2種事業または第3種事業になります。つまり、この教材代が、他から仕入れてきたものの販売である場合には第2種事業になり、他方、自社で製作したものの販売である場合には第3種事業になります。しかし、受講料と教材代を領収書等により明確に区分して領収していない場合には、その受講料の全体が第5種事業になります。

会員に対して行う婚活商品の販売は、第2種事業になります。ただし、その婚活商品が自ら製作したものである場合には、第3種事業になります。